

高齢者・障がい者の抱える問題への支援と現状 ～弁護士・弁護士会の果たすべき役割と活動状況～

弁護士 大橋 洋介

1 1990年代以降、社会福祉の分野で急激に進行した社会福祉基礎構造改革の結果、福祉の世界は「措置型福祉」（福祉サービスを受ける要件を満たしているかを行政が判断し、そのサービスの開始や廃止を、法令に基づいた行政権限としての措置により提供する方式を中心とする福祉制度）から、「契約型福祉」（利用者が福祉サービスを提供する事業者と契約を締結し、当該契約に基づいてサービスを利用する方式を中心とする福祉制度）へと大きな変容を遂げた。

福祉サービスの利用者の中には、自己決定能力（判断能力）が十分でない人が少なくない。そこで、「契約型福祉」に対応するために、介護保険制度の導入と時を同じくして、2000年（平成12年）4月から、従来いくつもの問題点が指摘されていた禁治産・準禁治産制度を全面的に廃止し、成年後見制度が導入されるに至った。

2 社会的弱者の立場におかれる高齢者や障がい者が、「普通」の生活を送ることが困難な場面に遭遇することは頻繁に起こる事象である。高齢者・障がい者の権利擁護とは、高齢者や障がい者が亡くなるまで「普通」の生活を送れるような仕掛けを作っていくことであると理解する。ここで「普通」ということの意味については、「～されない」という消極的側面と、「～したい」という積極的側面の両面があることに留意すべきである。消極的側面が実現されるだけでは不十分であり、積極的側面についても実現される必要がある。

高齢者や障がい者に対しては、居住場所の提供、日常的な金銭管理、医療的なケア、福祉サービスの提供、本人の意思決定を支援するための相談活動等、日常生活について多岐に亘る支援が必要となる。その中には、成年後見制度を利用した財産管理、消費者被害からの救済、虐待への対応など、法的支援が必要となるケースが多数含まれており、これらの場面で弁護士・弁護士会の関与が強く求められているところである。

このような支援を行うにあたって決して忘れてならないのは、本人の自己決定（意思決定）の尊重という視点である。本人の意向を無視、あるいは、軽視し、周囲の支援者が本人の代わり全ての意思決定を行ってしまうことが散見される。しかし、意思決定といっても千差万別であり、一切意思決定が「できない」人という思い込みは極めて危険である。

3 高齢者・障がい者の権利侵害へ対応するには、高齢者・障がい者問題の特徴を理解する必要がある。特徴を整理すると、①連続性・期間の長期性、②生死への直結性、③密室性、④個別性、⑤相性、⑥プライバシー、⑦複合性、⑧アクセスの困難性にまとめることができよう。

その上で、高齢者・障がい者の権利侵害に対応する場合に重要なことは、まずは、権利侵害を察知すること、気付くことである。また、「今ある」問題と「今後の」問題の両者への対応が必要となることにも注意が必要である。さらに、事実確認の重要性があげられる。法律を動かすための事実を確認することが、高齢者や障がい者の場合難しいことが多く、いかにして事実を確認するかが極めて重要な課題となる。そして、今後発生することが予想される問題に対応するためにも、周囲のサポート体制を構築し、必要に応じて成年後見制度を利用しながら今後の生活の見守り体勢を整える必要がある。これらの対応を一つの専門職が行うことは不可能であり、異業種との連携が必ず必要となってくる。

4 仙台弁護士会では、「高齢者・障害者の権利に関する委員会」が積極的な活動を行っている。具体的には、高齢者障害者の財産管理・権利擁護支援窓口「ふくろうくん」の設置、成年後見人等の推薦、成年後見人に対するサポート体制の構築、「高齢者虐待対応専門職チーム」の活動、出張相談体制の構築、等の活動である。

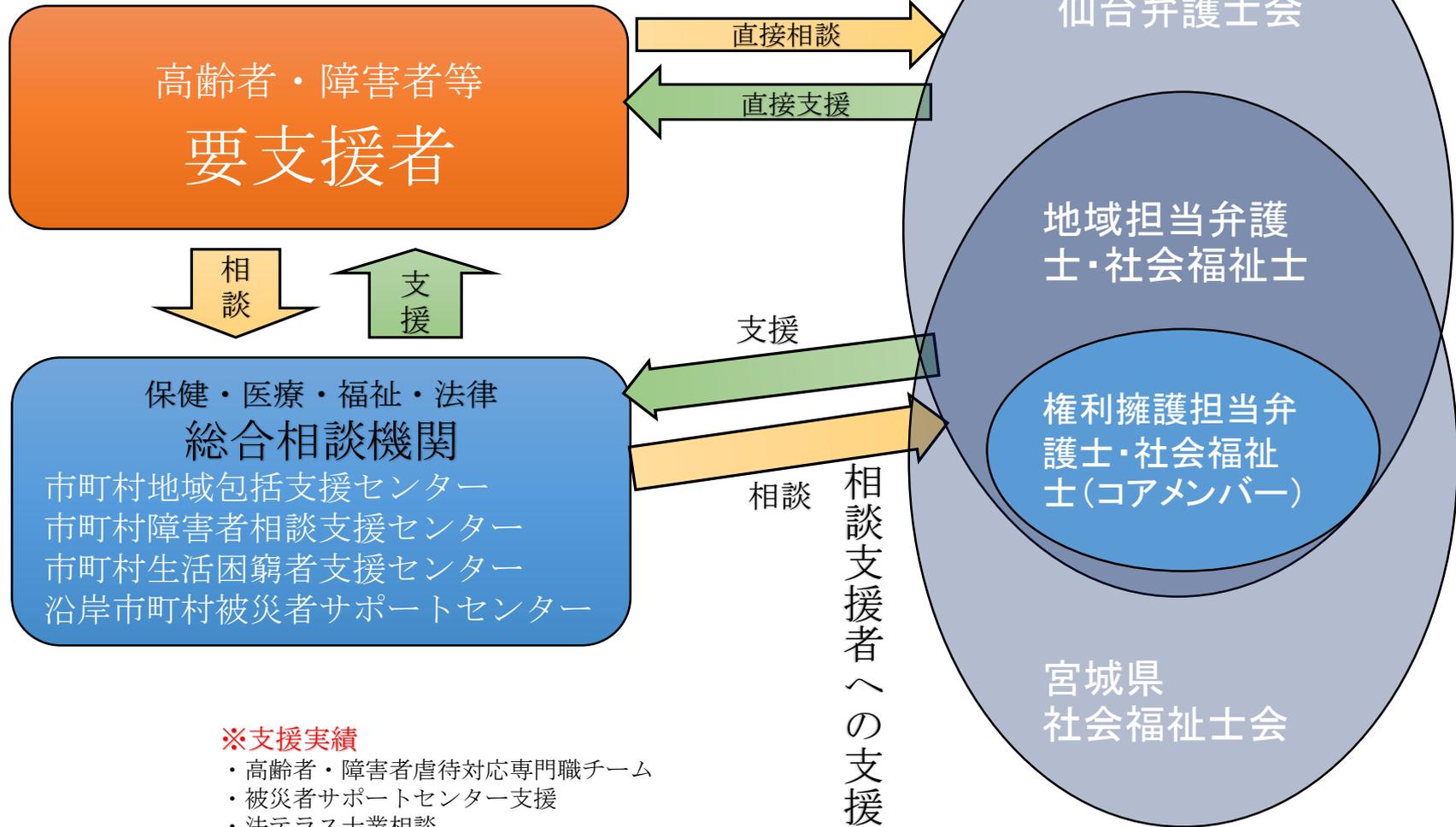
平成27年度には、高齢者・障がい者の総合的な相談支援体制の構築へ向け、さらに積極的な施策を行った。資料に記載した概念図を実現すべく、①高齢者無料電話相談、②福祉事務所における相談、を開始し、アクセスの困難性を解消する施策を実現した。さらに、③宮城県社会福祉士会と連携して、宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会（通称「サポネットみやぎ」）を設置した。具体的な活動としては、宮城県内を14の地域に地域割りし、各地域に原則2名ずつの弁護士・社会福祉士（地域担当弁護士・社会福祉士）を配置して、高齢者・障がい者の身近で当事者と接している相談支援者（行政、地域包括支援センター等）からの相談を受け付けるというものである。また、弁護士会・社会福祉士会からそれぞれ10名程度のメンバーでチームを構成し（権利擁護担当弁護士・社会福祉士）、地域担当弁護士・社会福祉士のバックアップや広報、研修等の活動を行っている。

5 今後、弁護士・弁護士会が高齢者・障がい者問題に関わる上での課題はまだまだ多い。「権利擁護」という概念がもっと理解される必要がある。成年後見制度が抱える問題点の改善も必要であろう。異業種との連携の在り方にも課題は残る。連携ではなく、他業種に「丸投げ」してしまったり、逆に、問題を「抱え込み」してしまうケースも存在しており、より円滑な異業種連携のあり方を模索する必要がある。高齢者・障がい者問題に取り組む弁護士は増加したが、よりスキルを高め、高齢者・障がい者問題に強い弁護士を養成していく必要があることも今後の課題である。

保健・医療・福祉・法律の総合相談支援

※アクセス障害の解消

- ・高齢者無料電話相談
- ・被災者無料電話相談
- ・出張相談
- ・法テラス指定相談場所での相談



※支援実績

- ・高齢者・障害者虐待対応専門職チーム
- ・被災者サポートセンター支援
- ・法テラス士業相談